

## 令和2年分の確定申告をされるかたへ

### 医療費通知は、医療費控除の添付書類としてご利用いただけます

医療費通知は、医療機関等でかかった医療費の額をお知らせするために、年に3回発送しています。

	発送月	対象診療月
1回目	令和2年10月(発送済)	令和2年 1月から令和2年 5月まで
2回目	令和3年 2月上旬頃	令和2年 6月から令和2年10月まで
3回目	令和3年 6月上旬頃	令和2年11月から令和2年12月まで

### ●確定申告にご利用になる際の注意

3回目(11月・12月診療分)の医療費通知の発送は、確定申告の申告期限に間に合いません。

11月・12月診療分の医療費については、医療機関等から発行された領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告手続きを行ってください。

**お問い合わせ先** 千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課(☎043-216-5013)

### 後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、令和2年中(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)に納付した全額が社会保険料控除の対象です。

#### ●特別徴収のかた **年金から保険料を天引きされているかた**

年金の源泉徴収票をご確認ください。

(社会保険料控除の対象となる額が記載されています。)

#### ●普通徴収のかた **口座振替や納付書によりお支払いされているかた**

口座振替されている口座の通帳や領収書をご確認ください。

また、ご自身以外(ご家族のかたなど)の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額が、納付したかたの社会保険料控除の対象となります。



**お問い合わせ先** 納付した後期高齢者医療保険料額については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

## 確定申告、住民税申告に関する問い合わせ

●所得税の確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。

●住民税の申告(※)については、お住まいの市(区)町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。

※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給しているかたでも、住民税の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

申請により  
保険料や医療費の自己負担額の  
減免が受けられる場合があります

詳しくはお住まいの市(区)町村の  
後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

- 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が亡くなった、または重篤な傷病を負った
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる
- 災害により住宅等に著しい損害を受けた
- 事業の休廃止や失業等により収入が激減した